

支給 決定 伺	支給決定金額	事務局長	課長	主幹・係長	課員	係
	¥	円				
	自令和	年	月	日		
	至令和	年	月	日		

## 育児休業手当金請求書

(  新規  変更  延長  再取得 )

組合員等記号番号	—		所属 機関	名 称										
組合員氏名				所 在 地										
標準報酬月額	等級	級	円	請 求 期 間 ( <input type="checkbox"/> パパママ育休プラス該当 備考3 )										
				①	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日	
育児休業に係る子の生年月日	令和	年	月	日	②	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
					③	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
育児休業期間180日 到達日(土日含む)	令和	年	月	日	④	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
育児休業手当金支給期間延長事由 備考2														
<input type="checkbox"/> 1 保育所における保育が実施されないこと <input type="checkbox"/> 2 養育を予定していた配偶者の死亡又は養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居 <input type="checkbox"/> 3 養育を予定していた配偶者の負傷・疾病等 <input type="checkbox"/> 4 養育を予定していた配偶者の産前産後休業等 <input type="checkbox"/> 5 本請求とは別の子に係る産前産後休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該産前産後休業に係る子の全てが死亡又は組合員と同居しないこととなったこと <input type="checkbox"/> 6 介護休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該介護休業に係る対象家族が死亡もしくは離婚等により組合員との親族関係が消滅したこと <input type="checkbox"/> 7 本請求とは別の子に係る新たな育児休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該新たな育児休業に係る子の全てが死亡又は組合員と同居しないこととなったこともしくは養子縁組等が成立しなかったこと														
育児休業の初日	令和	年	月	日	休業日数合計				日	請求金額				円
育児休業の末日	令和	年	月	日	(ア)+(イ)					(C)				
180日到達までの 各月休業日数	月分	日	月分	日	月分	日	月分	日	月分	日	月分	日	月分	日
	月分	日	月分	日	月分	日	月分	日	月分	日	休業日数計(ア)		日	
181日目以降の 各月休業日数	月分	日	月分	日	月分	日	月分	日	月分	日	月分	日	月分	日
	月分	日	月分	日	月分	日	月分	日	月分	日	月分	日	月分	日
	月分	日	月分	日	月分	日	月分	日	月分	日	月分	日	月分	日
	月分	日	月分	日	月分	日	月分	日	月分	日	休業日数計(イ)		日	
上記のとおり請求(変更請求)します。														
佐賀県市町村職員共済組合理事長 様														
令和 年 月 日 請求者 氏名														
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。														
令和 年 月 日 所属所長 職名 氏名														

- 備考 1 育児休業(新規、変更、延長、再取得)に関する所属機関の長の証明を受け、共済組合に提出してください。
- 2 総務省令に定める支給期間延長の場合は次の書類を添付してください。  
 事由1:市町村の入所不承諾書等 事由2:世帯全員の住民票の写し及び母子健康手帳の写し  
 事由3:配偶者の医師の診断書等及び母子健康手帳の写し 事由4:母子健康手帳の写し  
 事由5～7:新たな休業の終了に関する所属所長の承認等の証明書及び新たな休業が終了することとなった理由がわかる書類
- 3 両親ともに育児休業をする場合の特例(パパママ育休プラス)により、育児休業に係る子が1歳に達した後も育児休業手当金を受ける場合は、次の書類を添付してください。  
 ・組合員の配偶者であることが確認できる書類(住民票の写し等)  
 ・組合員の配偶者が育児休業に係る子の1歳に達する日以前のいずれかの日において育児休業をしていることが確認できる書類(「育児休業取扱通知書」、「育児休業に関する所属所長の証明書」等)
- 4 雇用保険に加入している組合員で雇用保険へ手当金を請求できる場合は、雇用保険による給付が優先されます。

## 【育児休業手当金計算書】

1 標準報酬の日額 標準報酬月額 × 1/22

$$\frac{\text{円} \times 1/22}{\text{円}} = \frac{\text{円}}{\text{(10円未満四捨五入)}} \quad (\text{A})$$

2 育児休業手当金 (日額) (B)

標準報酬の日額 (A) × 給付 (67/100)

$$\frac{\text{円} \times 67/100}{\text{円}} = \frac{\text{円}}{\text{(円未満切捨て)}} \quad (\text{B1})$$

給付上限相当額

雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額に相当する額 (当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額) × 30 × 67/100 × 1/22

$$\frac{\text{円} \times 30 \times 67/100 \times 1/22}{\text{円}} = \frac{\text{円}}{\text{(円未満切捨て)}} \quad (\text{B2})$$

**B1 < B2 の場合** … (B) = (B1)

**B1 ≥ B2 の場合** … (B) = (B2)

3 育児休業手当金 (日額) (B')

標準報酬の日額 (A) × 給付 (50/100)

$$\frac{\text{円} \times 50/100}{\text{円}} = \frac{\text{円}}{\text{(円未満切捨て)}} \quad (\text{B1'})$$

給付上限相当額

雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額に相当する額 (当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額) × 30 × 50/100 × 1/22

$$\frac{\text{円} \times 30 \times 50/100 \times 1/22}{\text{円}} = \frac{\text{円}}{\text{(円未満切捨て)}} \quad (\text{B2'})$$

**B1' < B2' の場合** … (B') = (B1')

**B1' ≥ B2' の場合** … (B') = (B2')

4 育児休業手当金請求額

育児休業手当金 (日額) (B) × 日数 (7) = 円

育児休業手当金 (日額) (B') × 日数 (1) = 円

育児休業手当金請求額 円 (C)